

京都市告示第 410 号

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成16年12月28日

京都市長 榎本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
訪問介護	(有) 室町ヘルパーステーション	上京区室町通寺ノ内上ル三丁目 上柳原町124	平成16年11月1日
居宅療養管理指導	(医) 社団西澤医院	上京区寺之内通千本西入柏清盛 町1050番地	平成16年11月1日
居宅療養管理指導	(社) 京都保健会 九条診療 所 歯科	南区東九条上御霊町2	平成16年11月1日
居宅療養管理指導	ゆり・かな薬局	左京区修学院薬師堂町5の2	平成16年10月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)